

動物死体処理手数料の見直しについて

1 趣旨

動物死体処理手数料（以下、「手数料」という。）とは、愛玩動物（ペット）として飼養されていた動物が亡くなってしまった場合に、町が飼い主である町民からの依頼により、亡くなったペットの火葬等を行うものです。

手数料は、平成 17 年度に、それまでの 3,500 円から 6,500 円へ見直し（値上げ）を行いました。

今般、令和 8 年度の動物死体処理委託料（歳出）について、委託業者から参考見積を徴取したところ、労務費の上昇や燃料費などの諸物価の上昇により、委託料の値上げ価格が見積価格として示されました。

このことから、手数料の見直しを検討するものです。

2 根拠

（1）地方自治法

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

※特定の者のためにする事務とは、一個人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務の意で、もっぱら、地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については手数料を徴収できない。（昭和 23. 3. 14 行政実例）

（2）松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

第 11 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処分することが困難であるときは、町長に届け出てその処理を委託することができる。

第 14 条 町が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分については、別表第 1 に掲げる額の手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収の基礎となる数量等は、町長の認定するところによる。

3～4 （略）

別表第 1

一般廃棄物	種類	単位	手数料
	動物の死体	1 件	処理料 6,500 円

3 見直しの方向性

上記、地方自治法第 227 条の規定による手数料の徴収であり、特定の者のためにする事務であることから、受益者負担を考慮した手数料の見直しを行うものです。

4 近隣市の状況

自治体名	手数料	ごみ処理施設	火葬施設
松伏町	6,500 円	—	※越谷市と同じ
草加市	7,700 円	—	—
越谷市	7,350 円	—	8,000 円/10 kg未満 16,000 円/10～40 kg未満
八潮市	3,300 円	—	—
三郷市	7,000 円	—	—
吉川市	7,000 円	—	※越谷市と同じ
春日部市	—	—	合同 5,000 円/10 kg未満 単独 10,000 円/10 kg未満
杉戸町	2,000 円	—	—
宮代町	—	550 円/10kg 未満 1,100 円/10 kg～30 kg未満	—

※越谷市は手数料を定めているが、現状では民間事業者又は越谷市斎場を案内